

市からのお知らせ

くらし

中小企業退職金共済 (中退共)制度のご案内

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。

※一部対象外あり。詳しくは、ホームページをご覧ください。



問 中退共本部 ☎03(6907)1234
産業振興課 ☎(55)7128

くらし

真夏の遊具にご注意ください!

炎天下の遊具やベンチは表面温度が70℃近くまで熱くなることがあり、素肌で触れるとやけどをする恐れがあります。また、砂場などでも長時間触れていると、低温やけどを引き起こす可能性もあります。

利用する際は、熱中症も含め、十分にご注意ください。

問 都市計画課 ☎(55)7126



くらし

農薬を使用する皆さんへ

使用前に農薬ラベルの内容を、よく確認しましょう

農林水産省の登録農薬であること、適用作物・総使用回数・使用量または希釈倍数・使用時期・有効期限などの使用方法を確認し、正しく使いましょう。

住宅地およびその近接地域での農薬使用はなるべく避けましょう

やむを得ず使用する場合は、必要最小限の量および区域にとどめ、農薬散布計画を事前に周知する、散布時・散布後に看板を立てるなど、近隣の方への情報提供に努めましょう。

特に、子どもの活動場所や人が多く集まる場所などでは、健康に影響が生じないように最大限の配慮をしましょう。

農薬の飛散防止に努めましょう

飛散しにくい粒剤の農薬を選び、風速や風向きに気をつけましょう。

農薬は、安全な場所に鍵をかけて保管しましょう

紛失・盗難などの防止や、事故防止のため、鍵のかかる場所に保管しましょう。

環境への影響に注意しましょう

散布液は使い切るようにしましょう。また、農薬の空容器や、不用になった農薬は適正に処理し、用水や河川に流さないようにしましょう。

問 県海部農林水産事務所農業改良普及課 ☎(55)7611



浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は微生物の働きで、し尿や生活雑排水(台所や洗濯から発生する污水)をきれいにします。維持管理を正しく行わないと機能が低下し、川や海等の水質汚濁の原因となってしまいます。維持管理の内容は「**保守点検・清掃・法定検査**」の3つです。必ず実施しましょう。

保守点検

保守点検は、浄化槽の様々な装置の稼働状況を調べ、調整、修理、汚泥の状況の確認、消毒剤の補充、清掃時期の判定等を行います。

○保守点検が可能な業者は

県ホームページから確認できます。



清掃

清掃を怠ると浄化槽の機能低下や汚物の流出、悪臭の原因となります。なお清掃は、年1回以上(全ばっ気式の単独処理浄化槽は6か月に1回以上)の実施が浄化槽法により、義務付けられています。

○清掃が可能な業者は

市ホームページから確認できます。



法定検査

法定検査は、保守点検や清掃等の維持管理が適正に行われているか、浄化槽の機能が十分発揮されているかなどを、県が指定した検査機関が確認する大変重要な検査です。なお、法定検査は、浄化槽法によりすべての浄化槽に対して受検を義務付けられており、受検しないものについては、過料などの罰則規定も設けられています。

○法定検査は、(一社)愛知県浄化槽協会へお申し込みください。

問 (一社)愛知県浄化槽協会 ☎052(481)7160